



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成22年6月4日

(照会先)

記録問題対策部: (記録問題の取組状況)

記録問題対策グループ長 山田 勝土

榎本 一憲

(電話直通 03-6892-0754)

年金給付部: (年金額回復の具体的事例)

給付企画グループ長 渡部 浩

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年6月4日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年6月4日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(3月第4週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年6月4日現在、速報値)

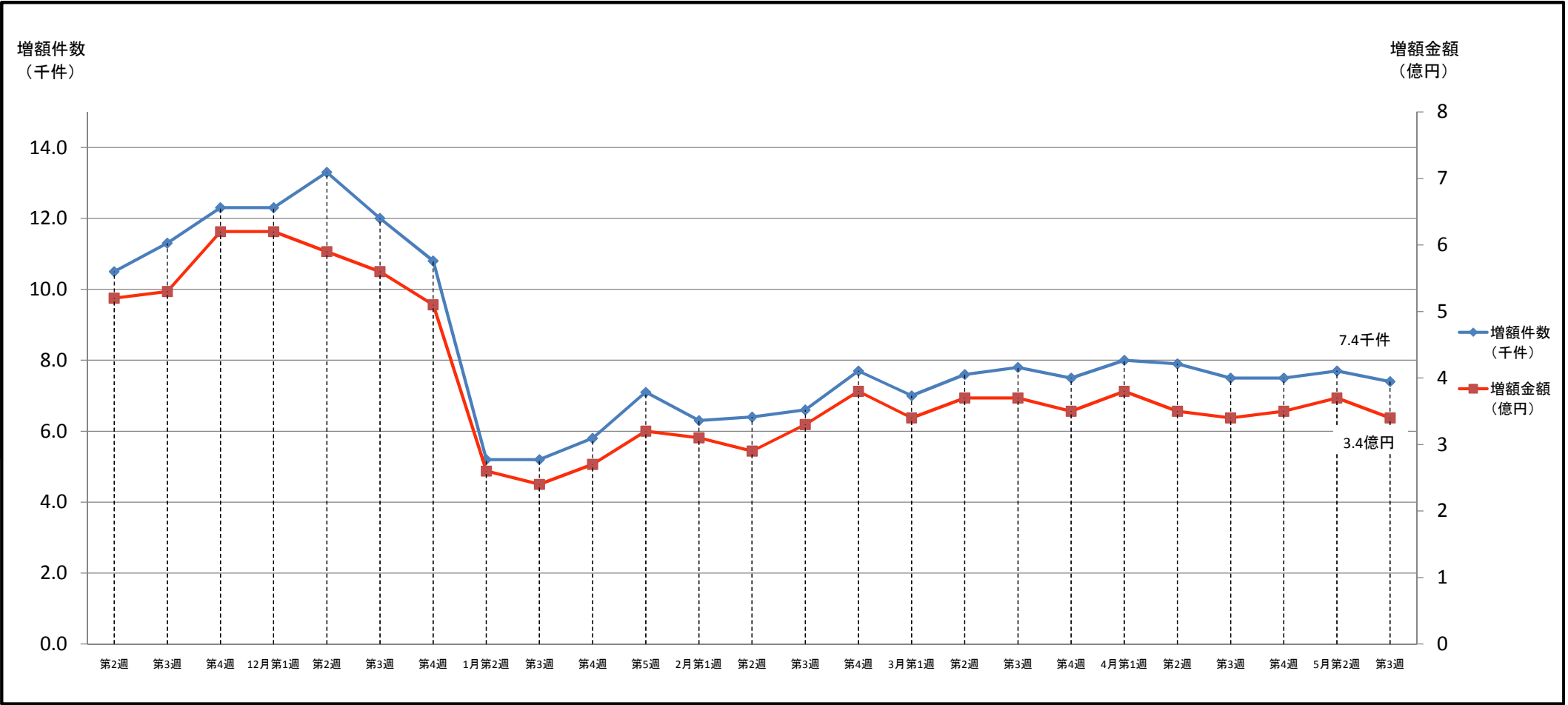
項目		細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1	ねんきん特別便 〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕	年金事務所分	29.6万件	22年5月21日 (累計)	-1.7万件	22年5月14日	受給者分 回答 3,178万件 (未回答 504万件) 加入者分 回答 4,914万件 (未回答 2,036万件)
		機構本部分(※2)	11.7万件		-1.6万件		
2	5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,451.2万件	22年5月21日 (累計)	+4.3万件	22年5月14日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,644万件
		厚年／国年	1,167.6万件／283.6万件		+3.3万件/1.0万件		
		男／女	657.8万件／792.6万件		+2.0万件/+2.3万件		
		60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)	370.7万件／1,050.3万件		+1.1万件/+3.2万件		
3	再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.5か月	22年5月21日	-0.1か月	22年5月14日	
		進達に至っていない申出件数	1.2万件		-0.1万件		
4	再裁定	平均処理期間	2.2か月	22年4月末 (5月14日支払分)	-0.1か月	22年3月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
		未処理件数	7.9万件		-0.5万件		
5	時効特例給付	平均処理期間	2.5か月	22年4月末 (5月14日支払分)	-0.4か月	22年3月末	
		未処理件数	22.7万件		-9.4万件		
6	記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	7.4千件	22年5月第3週分	7.7千件	22年4月第5週～ 5月第2週分	(20年5月以降の累計) 106万件
		年金額増額の総額(概算値)	3.4億円		3.7億円		571億円
7	国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,080.5万件(99.5%)	22年4月末	+11.2万件	22年3月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
		受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	6.7万件(2.5万件)		+0.1万件(+0.8万件)		
		再裁定進達件数	4.8万件		+0.2万件		
8	コールセンター	応答率	94.9%(84.7%)	22年5月第4週分	94.5%(59.5%)	22年5月第3週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
		応答呼数／総呼数	5.1万件／5.4万件 (5.8万件／6.9万件)		5.0万件／5.2万件 (8.0万件／13.4万件)		
9	年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	17日(月): 3(19) 18日(火): 0(6) 19日(水): 1(7) 20日(木): 0(1) 21日(金): 0(5)	22年5月第4週分	10日(月): 4(36) 11日(火): 1(23) 12日(水): 0(21) 13日(木): 1(19) 14日(金): 0(8)	22年5月第3週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10	標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	937件	22年5月21日 (累計)	+11件	22年5月14日	
		うち2万件的戸別訪問対象事案数	559件		+1件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

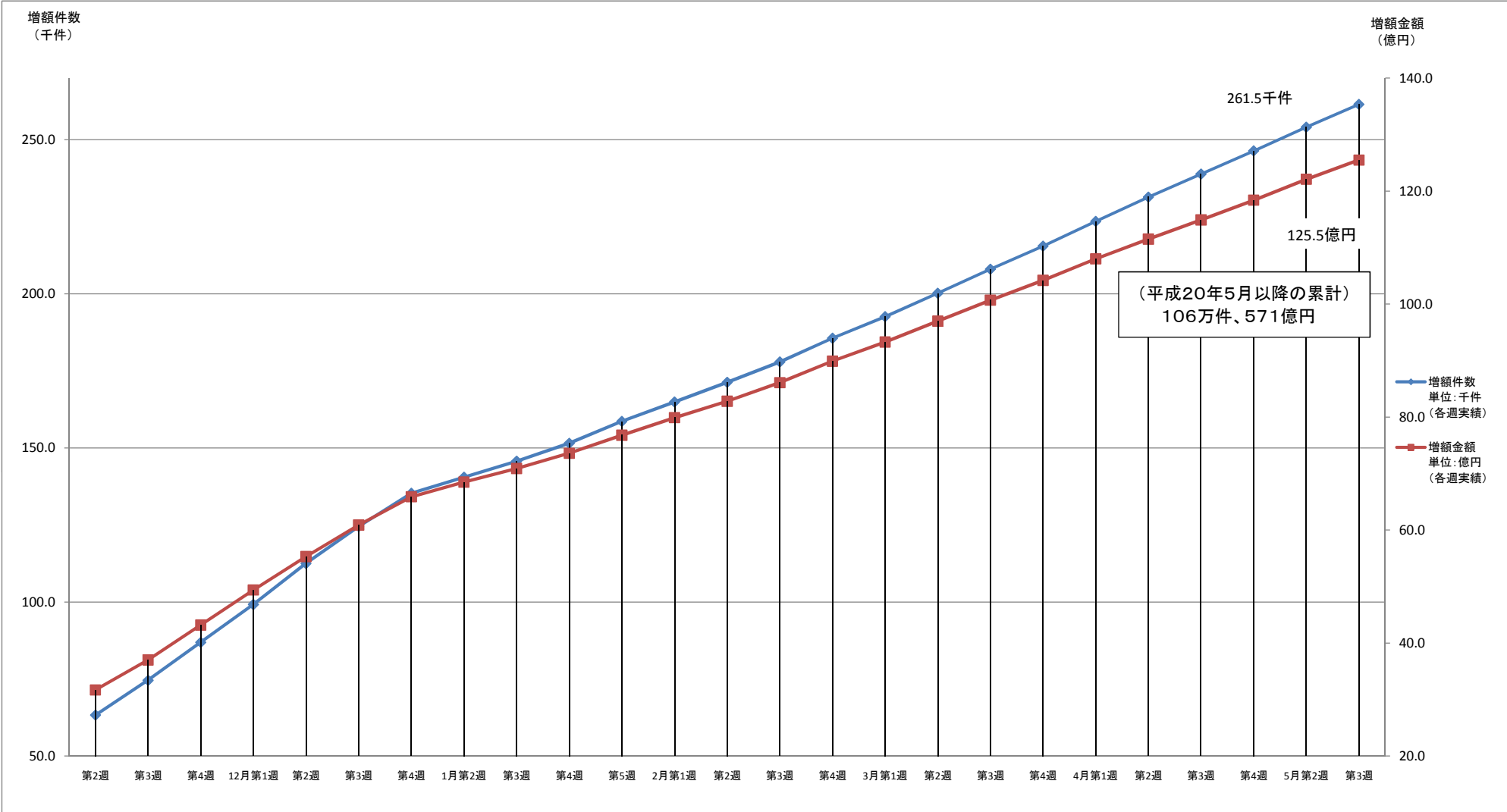
記録訂正による年金額(年額)の増額



	11月			12月				1月				2月				3月				4月				5月	
	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週	第3週
増額件数 (千件)	10.5	11.3	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0	7.9	7.5	7.5	7.7	7.4
増額金額 (億円)	5.2	5.3	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8	3.5	3.4	3.5	3.7	3.4

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	11月			12月				1月				2月				3月				4月				5月	
	第2週	第3週	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週	第3週
増額件数 単位:千件 (各週実績)	63.3 (10.5)	74.6 (11.3)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)	208.0 (7.8)	215.5 (7.5)	223.5 (8.0)	231.4 (7.9)	238.9 (7.5)	246.4 (7.5)	254.1 (7.7)	261.5 (7.4)
増額金額 単位:億円 (各週実績)	31.7 (5.2)	37.0 (5.3)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)	100.7 (3.7)	104.2 (3.5)	108.0 (3.8)	111.5 (3.5)	114.9 (3.4)	118.4 (3.5)	122.1 (3.7)	125.5 (3.4)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

年金額回復の具体的事例

○ 平成22年3月23日から26日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	81歳	女	757,000円	991,400円	1,748,400円	回復前の厚生年金加入期間31月に172月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、ご本人から申出の会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,160万円
2	80歳	男	754,500円	1,640,900円	2,395,400円	回復前の厚生年金加入期間155月に155月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が相談窓口を訪れ、ご本人のご実家(厚生年金加入事業所)に勤務していた期間の確認をしたいとの申出があり、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,780万円
3	75歳	男	717,500円	1,969,500円	2,687,000円	回復前の厚生年金加入期間471月のうち276月の標準報酬月額を補正。	○「ねんきん特別便(全員便)」の対象者で「加入期間にもれはなし」と回答されたご本人から厚生年金の加入内容(報酬等)を再確認したいとの申出があり、記録の内容を確認したところ、標準報酬月額に誤りのある期間があることが判明し、旧台帳等を確認のうえ正しい標準報酬月額に記録を補正した。	約1,690万円
4	80歳	女	617,600円	798,200円	1,415,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に128月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,760万円
5	78歳	女	540,000円	792,100円	1,332,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に129月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,540万円
6	75歳	女	537,700円	560,100円	1,097,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に143月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,530万円
7	87歳	男	531,100円	1,880,700円	2,411,800円	回復前の厚生年金加入期間268月に18月及び船員保険加入期間66月(厚生年金換算88月)を追加。	○「グレー便(厚生年金の旧台帳記録と基礎年金番号の記録との突き合わせによりご本人の記録の可能性のある方へのお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご家族のご協力を得てご本人の職歴等を聴取し、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金及び船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,430万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
8	83歳	男	531,000円	1,653,100円	2,184,100円	回復前の厚生年金加入期間216月に船員保険加入期間97月(厚生年金換算129月)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人の申出の「もれがある」と申出の会社名(船名、船主)、乗船期間により社会保険業務センターに調査を依頼したところ、後日、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録統合した。 ○船員保険の記録97月(厚生年金換算129月)が統合され厚生年金期間の合計が345月となったことから、年金額の増額と併せて厚生年金の期間が240月以上あり配偶者のある方に支給される加給年金が老齢厚生年金の受給開始月から配偶者が65歳に達した月までの期間について追加支給されることとなった。	約1,360万円
9	81歳	男	524,300円	1,238,700円	1,763,000円	回復前の厚生年金加入期間102月に120月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人が「もれがある」との申出の会社名、勤務期間により管轄社会保険事務所において調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部が相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。	約1,230万円
10	86歳	男	497,300円	795,400円	1,292,700円	回復前の厚生年金加入期間138月に国民年金保険料納付済期間192月及び国民年金保険料全額免除期間12月を追加。(旧法通算老齢年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、ご本人の申出の住所等により調査したところ、ご本人の申出と一致する国民年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は厚生年金の記録のみで旧法通算老齢年金を受給していたが、今回判明した国民年金の記録により新たに国民年金の旧法通算老齢年金も併せて受給できることとなった。	約1,040万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	3件 (事例 1、2、10)
ねんきん特別便(全員便)	6件 (事例 3、4、5、6、8、9)
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	1件 (事例 7)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	1件 (事例 1)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)